

いわての森林づくり県民税
情報発信業務

業務仕様書

令和 3 年 7 月
岩 手 県

いわての森林づくり県民税情報発信業務 業務仕様書

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわての森林づくり県民税情報発信業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務概要

(1) 業務目的

いわての森林づくり県民税（以下「県民税」という。）の趣旨及び県民税を財源として実施している取組やその成果等を県民に広く周知し、県民の森林環境保全等に関する意識の向上を図るとともに、森林所有者等に対し県民税事業の内容を周知し、県民税事業の活用を促すことを目的とする。

特に、①県民税を活用した事業により、森林が守られ、環境や防災など広くメリットがあること、②県産木材の活用等についてもPRを行うことで、より県民に森林に近い存在であることを重点的にPRすること。

(2) 業務の背景

県民税は、すべての県民が森林から様々な恩恵を受けており、森林は公共的な財産という観点に立ち、その受益者である県民全体で負担することにより、多様な公益的機能を有する森林環境を維持保全し、良好な状態で次の世代に引き継ぐことを目的に平成 18 年 4 月に創設された。

県では、この県民税を財源として、令和元年度までの 14 年間で、管理が行き届かない公益上重要な森林を約 16,600 ヘクタール整備してきたほか、県内各地において地域住民やNPO 団体等が自主的に行う森林環境保全活動を支援してきた。

これらの取組により、荒廃した森林は着実に解消され、多くの県民の森林づくりへの参画が進んできたところであり、令和元年度に県が実施したアンケートでは、「森林環境の保全に関心がある」と答えた人の割合は約 88 パーセントという結果からも、森林環境の保全について県民の関心の高さが伺える。

一方で、同アンケートにおける「岩手県が県民税を導入していることを知っている」と答えた人の割合は、約 40 パーセントと半数以下にとどまっており、県民税の制度や取組が十分に県民に周知が行き渡っていないといった課題も生じているところである。

以上のことを踏まえ、本業務では、全ての県民がいわての森林づくりに参画しているとの認識のもと、県民に対し県民税の制度や取組、成果といった情報を発信し、森林環境保全に対する県民意識の醸成を図るとともに、緊急に整備を要する森林の早期解消に向け、森林所有者等に対し県民税事業の活用を促す広報を実施するものである。

《業務の主眼》

- 県民が「森林を守ることで守られ（※1）、豊かに暮らすことができる（※2）」意識を醸成すること。
また、当事者意識を養い、県民参加促進や森林を守るメリットの働き掛け等の発信を強化すること。
※1 「伐る、使う、植える、育てる」森林の循環利用による公益性
※2 水源の涵養（生活用水、農業用水、工業用水）、CO₂削減、レクリエーション等
- 森林・林業のイメージアップや「山林」という資産価値の形成、誇り醸成、木材の魅力発信につながる内容とすること。
- 県産木材の生産・活用の現場や生産物などについても情報発信し、PRの強化を図ること。
- 本県は、林業が全国2位であることから、林業が注目を集めるよう、また、林業を元気にすることができるような情報発信の内容となるよう工夫すること。

《展開の方向性》

- 県民税を活用して実施した事業の事例等を使い、県民税の有用性を伝えること。
- 知名度のある木材、木工品等を含めたPR方法の創意工夫を行うこと。

(3) 業務内容

- ア テレビCM、新聞広告及びウェブ媒体による情報発信
- イ 一般県民及び森林所有者向け周知チラシ製作・配布
- ウ その他、参加者が企画提案する内容による情報発信

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

(5) 委託料上限額

8,382,000円以内（税込）

2 仕様詳細

(1) テレビCM

区 分	内 容
目 的	(1) 県民に対し、県民税制度に関する情報発信を行い、認知度向上を図ること。 併せて、森林環境保全等に関する意識の向上を図ること。 (2) 森林所有者等に対し、所有する森林の整備に県民税事業（間伐など）が活用できることの周知を図ること。
委 託 内 容	テレビCMに係る企画、素材収集、制作、放送、経費支出等までの一連の業務。 (1) CM内容 ア 企画・制作テーマ 県民税の趣旨や県民税を活用した取組内容及び成果の周知 イ 制作内容 15秒以内のテレビCM（2種類） (2) 放送期間 年末年始を含むものとし、概ね次の期間とする。 ア 上期放映：令和3年10月中旬頃 イ 下期放映：令和3年12月末～令和4年1月中旬頃 (3) 放送本数 上記期間中の放送本数は次のとおりとする。 ・ 県内民放4局の合計放映時間数を1本あたり15秒で本数換算し、各期間100本以上とする。（合計200本以上） (4) 電子記録媒体の提出 上記CM放送内容を記録した電子データを岩手県公式動画チャンネル（YouTube）で配信可能なファイル形式に変換し、USBメモリ等の記録媒体に保存した上で納品すること。記録ファイル形式は発注者と協議のうえ決定すること。 (5) 業務報告書の提出 上記業務完了後は、業務実績を記載した任意様式による報告書を作成し、提出すること。

留意事項等	<p>(1) 各放送期間におけるCM放送本数、放送局毎の配分は任意とするが、原則として特定の時期や局に著しく偏らないこととし、企画提案時に内訳を明らかにすること。</p> <p>(2) CM放送本数の配分は任意とするが、企画提案時に放送本数を明らかにすること。</p> <p>(3) 放送時間帯は6時～22時の間とし、企画提案時に放送時間帯別の放送本数を明らかにすること。なお、特定の時間帯に集中しないようにすることとし、より多くの県民の目や耳に触れるような時間帯での放送を提案すること。</p> <p>(4) CM構成を絵コンテ等により企画提案すること。 内容については、県民税を活用した事業が行われた森林や施設等での取材、撮影を伴うものとし、ドローンの活用など、県民の興味を引くような工夫も考慮すること。 また、県公式キャラクターの活用なども検討すること。 例) わんこきょうだい 間伐促進イメージキャラクター「カンバツ君」</p> <p>(5) CM映像は、県がその目的を達成するための範囲内において、二次利用が想定されるため、出演者の肖像権やBGM等に関する著作権等の権利関係の処理を行うこと。 また、撮影等に伴い、法令等に基づく許認可、届出等が必要となる場合は、必要な手続きを行うこと。</p>
-------	---

(2) 新聞広告

目的	<p>(1) 県民に対し、森林・林業の役割や重要性、次期制度の趣旨、取組内容に関する情報発信を行うこと。</p> <p>(2) 森林所有者に対し、所有する森林の整備に県民税事業（間伐など）を活用できることの周知を図ること。</p>
委託内容	<p>(1) 広告の企画、デザイン、紙面掲載及び経費支出等までの一連の業務。 ア 広告回数：2回 広告掲載時期は、概ね次の期間とする。 (ア) 上期広告掲載：令和3年10月中旬または下旬 (イ) 下期広告掲載：令和3年12月末 イ 掲載紙面：県内最大発行部数を有する新聞紙面等 ウ 広告規格 (ア) 上期掲載広告：記事下5段・カラー広告 (イ) 下期掲載広告：記事下5段・カラー広告</p> <p>(2) 電子記録媒体の提出 上記広告内容を記録した電子記録媒体（CD-ROM等）を提出すること。 記録ファイル形式は発注者と協議のうえ決定すること。</p>
留意事項等	<p>広告デザインは2回とも異なるものであること。</p>

(3) 県民税普及啓発チラシ作成

区 分	内 容
目 的	森林・林業の役割や重要性を理解してもらうとともに、いわての森林づくり県民税を財源とする事業内容の周知及び次期制度等の周知を図る。
委託内容	<p>啓発資料の作成に係る企画・デザイン、印刷、経費の支出までの一連の業務とする。</p> <p>(1) 「いわての森林づくり県民税」啓発チラシ（森林所有者向け） 【規格】 A4版（両面、カラー印刷） 【部数】 42,000部程度 【内容】 本税制度の概要、本税を財源とした森林環境保全事業の内容等について周知するもの。</p> <p>(2) 「いわての森林づくり県民税」啓発チラシ（一般県民向け） 【規格】 A4版（両面、カラー印刷） 【部数】 80,000部程度 【内容】 本制度の設立の趣旨、本税制度の概要、本税を財源とした森林環境保全事業の内容等について周知するもの。 県内新聞への折込を65,000部程度実施すること。 ※ 各チラシの印刷部数及び折込部数は発注者との協議により決定すること。</p> <p>(3) 電子記録媒体の提出 上記広告内容を記録した電子記録媒体（CD-ROM等）を提出すること。 記録ファイル形式は発注者と協議のうえ決定すること。</p>
企画提案内容	<p>(1) 制作スケジュール</p> <p>(2) 上記啓発資料仕上がりイメージ（ラフデザイン、写真部分等は絵コンテでも可。）</p>
留意事項	<p>(1) 県から受託者へ既存資料（過年度制作資料等）を参考提供する。</p> <p>(2) 資料に掲載する写真等は、原則受託者の取材によるものとするが、必要に応じ、県が提供する。</p>

(4) ウェブによる情報発信

予算の範囲内で各種ウェブサイトやSNS等を活用し、幅広く広報を行うこと。

区 分	内 容
目 的	多くの県民が目にする機会の多い検索サイトやSNS等を活用し、県民税の周知を図る。
委託内容	ウェブを活用した情報発信に係る企画、制作、経費の支出までの一連の業務。
企画提案内容	<p>(1) 制作・実施期間等のスケジュール</p> <p>(2) 各種情報発信の仕上がりイメージ</p>
留意事項	<p>(1) 資料に掲載する写真等は、原則受託者の取材によるものとするが、必要に応じ、県が提供する。</p> <p>(2) 実施媒体等は自由とするが、予算の範囲内で最大限の効果を発揮できると考える企画で提案とすること。 ※ 参考：県民税のSNSアカウントを有しているものは以下のとおり Twitter、Facebook、Instagram、LINE、YouTube</p>

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記(1)イにより受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下、「成果品等」という。）は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作者の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、著作者は作品の同一保持権を行使しないものとする。

その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。